

## 健全化判断比率・資金不足比率の公表について

平成20年4月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、毎年度、健全化判断比率・資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会へ報告、かつ市民の皆さんに公表することになりました。

## 健全化判断比率

健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標で、比率の一つでも早期健全化基準以上となった場合は、財政健全化計画を策定し、財政の健全化を図ることとなり、また、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上となった場合は、財政再生計画を定め、財政の再生を図ることとなります。

平成20年度決算に基づき算定した本市の健全化判断比率は、次のとおり全ての比率とも早期健全化基準を下回っています。

### 1. 実質赤字比率

(一般会計が赤字となった場合、赤字額の標準財政規模に対する比率)

一般会計の赤字の程度を示すもので、数値が大きいほど、財政が厳しい状況であることを表します。本市は実質収支が黒字のため、実質赤字比率は生じておりません。

区 分	常陸太田市	早期健全化基準	財政再生基準
平成20年度	-	12.72%	20.00%
平成19年度	-	12.73%	

### 2. 連結実質赤字比率

(全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率)

一般会計に加え、公営企業会計など全ての会計を合算して、市全体としての赤字の程度を示すもので、数値が大きいほど、財政が厳しい状況であることを表します。本市は全ての会計において実質赤字額又は資金不足額がないため、連結実質赤字比率は生じておりません。

区 分	常陸太田市	早期健全化基準	財政再生基準
平成20年度	-	17.72%	40.00%
平成19年度	-	17.73%	

### 3. 実質公債費比率

(一般会計が負担する実質的な公債費の標準財政規模を基本とした額に対する比率)

一般会計が負担する借入金(地方債)の返済額に公営企業、一部事務組合、地方公社及び第3セクターなどの返済額のうち一般会計が負担すべき額を加算した実質的な公債費の額の程度を示すもので、数値が大きいほど、返済の資金繰りが厳しいことを表します。本市は借入金(地方債)の借入抑制や補償金免除繰上償還により公債費が減少したことや、普通交付税が増額となったことが要因となり、平成19年度より0.5ポイント減少しました。

区 分	常陸太田市	全国平均	茨城県平均	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
平成20年度	13.7%	11.8%	12.8%	25.0%	35.0%
平成19年度	14.2%	12.3%	13.2%	25.0%	35.0%
増減	0.5	0.5	0.4		

### 4. 将来負担比率

(公営企業等への負担も含めて、一般会計が将来支払っていく可能性のある負担額等の標準財政規模を基本とした額に対する比率)

将来、一般会計が負担する借入金(地方債)の返済額に公営企業、一部事務組合、地方公社及び第3セクターなどの返済額のうち一般会計が負担すべき額を加算した実質的な公債費などの額の程度を示すもので、数値が大きいほど、今後の財政を圧迫する可能性が高いことを表します。本市は地方債残高が減少したことや、職員数の減少により退職手当負担見込額が減少したこと、普通交付税が増額となったこと、基金残高が増えたことが大きな要因となり、平成19年度より13.1ポイント減少しました。

区 分	常陸太田市	全国平均	県平均	早期健全化基準
平成20年度	78.6%	100.9%	95.7%	350.0%
平成19年度	91.7%	110.4%	105.2%	
増減	13.1	9.5	9.5	

## 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業の料金収入の規模に対する資金不足額の程度を示すもので、数値が大きいほど、経営が厳しい状況であることを表します。比率が経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を定め、経営の健全化を図ることとなります。

平成20年度決算に基づき算定した本市の資金不足比率は、次のとおり全ての会計で資金不足がないため、資金不足比率を生じておりません。

会計名	平成20年度	平成19年度	経営健全化基準
下水道事業特別会計	-	-	20.0%
農業集落排水事業特別会計	-	-	
戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計	-	-	
簡易水道事業特別会計	-	-	
宅地分譲事業特別会計	-	-	
水道事業会計	-	-	
工業用水道事業会計	-	-	

## 用語解説

### 実質赤字額（じっしつあかじがく）

歳入決算額から歳出決算額を差引いた額から、翌年度へ繰越す事業の財源で収入済の額を差引いた額（実質収支額）が赤字となった場合の額です。

### 標準財政規模（ひょうじゅんざいせいきぼ）

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示すものです。本市における平成20年度の標準財政規模は、15,814,717千円になります。

### 資金不足額（しきんふそくがく）

公営企業の資金収支の累積不足額を表すもので、以下を基本に算定します。

法適用企業 流動負債 - 流動資産

法非適用企業 形式収支 - 翌年度に繰越すべき財源

### 公営企業会計（こうえいきぎょうかいけい）

地方公共団体が経営する企業の会計ことで、地方公営企業法を適用しているかどうかで、法適用・法非適用に区分されます。本市では、法適用として水道事業会計及び工業用水道事業会計が該当し、法非適用として下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計、簡易水道事業特別会計及び宅地分譲事業特別会計が該当します。

## 公債費（こうさいひ）

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額です。

常陸太田市		比	-	実質公債費比率				
平成20年度 決算に基づく 健全化判断比率 の状況		率	(%)	決算額(単位:千円、%)			平成20年度の内訳	
実質赤字比率		状	(12.72)	区 分				
区 分		況	(17.72)	平成18年度			平成19年度	
区 分		況	(25.0)	平成20年度				
実質赤字比率		況	78.6	公債費充当一般財源等額 (繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括地方債の元金に係るものを除く)			(3)の内訳(上位事業及びその他) 決算額(単位:千円)	
区 分		況	(350.0)	満期一括地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等			水道事業会計 66,756	
区 分		況		公営企業債の財源に充てたと認められる繰出金			簡易水道事業特別会計 67,832	
区 分		況		一部事務組合等の起こした地方債の償還に充てたと認められる補助金又は負担金			下水道事業特別会計 486,432	
区 分		況		債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの			農業集落排水事業特別会計 114,340	
区 分		況		一時借入金の利子				
区 分		況		災害復旧費等に係る基準財政需要額				
区 分		況		災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るもの)				
区 分		況		事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費				
区 分		況		事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金に係るもの)			(5)の内訳(上位事由及びその他) 決算額(単位:千円)	
区 分		況		密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金				
区 分		況		密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金 (地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る)				
区 分		況		小計 ((1)-(6))-(7)-(12))				
区 分		況		標準財政規模				
区 分		況		(7)-(12)の額				
区 分		況		小計 (13)-(14)				
区 分		況		単年度実質公債費比率 (A)/(B)×100				
区 分		況		実質公債費比率 (C)/3			13.7	
区 分		況		将来負担比率				
区 分		況		決算額(単位:千円、%)			左の内訳	
区 分		況		(N-1)年度末一般会計等の地方債現在高			(3)の内訳(上位事業及びその他) 決算額(単位:千円)	
区 分		況		債務負担行為に基づく支出予定額			水道事業会計 962,229	
区 分		況		一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に対する一般会計等負担見込額			簡易水道事業特別会計 713,342	
区 分		況		組合等の地方債の元金償還に対する当該団体の負担見込額			下水道事業特別会計 7,321,223	
区 分		況		退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額			農業集落排水事業特別会計 2,164,292	
区 分		況		設け法人の債務等に対する一般会計等負担見込額				
区 分		況		連結実質赤字額				
区 分		況		組合等の連結実質赤字額相当額のうち当該団体の一般会計等の負担見込額				
区 分		況		(N-1)年度末の充当可能基金現在高				
区 分		況		特定の歳入見込額			(6)の内訳(上位団体及びその他) 決算額(単位:千円)	
区 分		況		地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額				
区 分		況		小計 (将来負担額-(9)-(11))				
区 分		況		標準財政規模				
区 分		況		災害復旧費等に係る基準財政需要額				
区 分		況		災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るもの)				
区 分		況		事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費				
区 分		況		事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金に係るもの)				
区 分		況		密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金				
区 分		況		密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金 (地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る)				
区 分		況		小計 (標準財政規模(12)-算入公債費等(13)-(18))			将来負担比率	
区 分		況					(A)/(B)×100	
区 分		況					78.6	
実質赤字比率	(A)+(B)+(C)/(D)	-		標準財政規模	(D)	15,814,717		
連結実質赤字比率	(A)/(B)×100	-		標準財政規模	(B)	15,814,717		
資金不足比率	(単位:%)	-		連結実質赤字額	(A)	0		
実質公債費比率	(C)/3	13.7		標準財政規模	(B)	15,814,717		
将来負担比率	(A)/(B)×100	78.6		連結実質赤字額	(A)	0		
将来負担比率	(A)/(B)×100	78.6		標準財政規模	(B)	15,814,717		

平成20年度は、全ての会計において黒字となっているため、連結実質赤字額は0、連結赤字比率及び資金不足比率は-表示になっています